

UNICEF QUIZ

1. 日本ユニセフ協会は、
公益財団法人？一般財団法人？公益社団法人？一般社団法人？
2. 日本ユニセフ協会の会長はだれ？
3. 宮城県ユニセフ協会の会長はだれ？
4. ユニセフ（国際〇〇児童〇〇） 設立されたのは何年？
5. 国際児童年は何年？ その年流行した、関係する曲はだれの？何という曲？
6. 現在のアグネス・チャンのユニセフの肩書きは？
7. 2016年12月に日本ユニセフ協会大使になった人は？
8. 2016年度、日本ユニセフ協会に寄せられた募金は 176億円です。
ユニセフ本部に拠出した金額は 〇〇〇億円（81.7%）
9. 日本ユニセフ協会の「協定地域組織」はいくつある？
10. 宮城県ユニセフ協会が設立されたのはいつ？

2017.6.22.

UNICEF QUIZ

1. ユニセフと日本ユニセフ協会は同じ団体です。 Yes ・ No
2. ユニセフ (UNICEF) は、開発途上国で「支援活動」を行っています。
国内委員会である「日本ユニセフ協会」の主な活動は何でしょうか？
3. 国内委員会は、預かった募金の何%以上をユニセフに拠出しますか？
4. 世界には国内委員会がいくつありますか？
5. 5歳未満児の死亡数 は年間何人でしょうか？
① 1,270 万人 ② 960 万人 ③ 590 万人
6. 5歳未満児の死亡率が一番高いのが アンゴラ共和国です。
日本では出生 1,000 人あたり 3 人ですが、アンゴラは何人？
7. 世界の人口は何人？
8. 安全な水が使えない人は何人？ ① 30 億人 ② 10 億人 ③ 6 億人
9. トイレが使えない人は何人？ ① 30 億人 ② 24 億人 ③ 12 億人
10. 今、最も支援を必要としている国はどこ？

2017.7.22.

UNICEF QUIZ

1. 日本ユニセフ協会は、日本国内の個人・団体・〇〇・学校の皆さんからの
〇〇をお預かりします。
2. 日本ユニセフ協会の運営は、賛助会員の会費が充てられています。
法人会員の年会費は〇〇円、一般会員（個人）の年会費は〇〇円、
学生会員は〇〇円です。
3. 賛助会員の納入会費の半額が、それぞれの道府県協会の運営費として振り
分けられますが、あとの半額は募金として活用されます。 Yes ・ No
4. 宮城県ユニセフ協会の事業費は、すべて日本ユニセフ協会から「借受金」
として、一定額を預かり運営しています。3番の運営費だけでまかなえるで
しょうか？ Yes ・ No
5. 宮城県ユニセフ協会の事業では、講演会や報告会など、ほとんどが「参加
費無料」で行っています。 Yes ・ No
6. ボランティア活動に参加する「登録ボランティアさん」には、交通費実費
の他に昼食を出すことができます。 Yes ・ No
7. 日本ユニセフ協会が主催する「スタディツアー」参加したあとに、県内で
行わなければならないことがあります。それは何でしょうか？

2017.8.22.

UNICEF QUIZ

2017.9.22.

1. 「子どもの権利条約」は、正式には「〇〇の権利に関する条約」という。
すべての子どもが等しく持っている権利とそれを実現するためにすべきことを定めた国際条約。 Convention on the Rights of the Child
2. 「子どもの権利条約」が国連で採択されたのは1989年。発効は1990年。
※発効：約束を守ることを決めた国の数などが一定の基準に達し、
取り決めが国際的的法律として力を持つようになること
3. 日本は、「子どもの権利条約」を1994年、世界で158番目に〇〇しました。
※〇〇：国が条約を守り従うための必要な国内法の改正などを準備した
上で行う、条約に拘束されるという正式な意思表示
4. 「子どもの権利条約」締約国・地域は、〇〇〇。(2017年現在)
2015年10月、ソマリアが批准
未締約国：署名した(1995年2月)が、批准していない国：1カ国「……」
5. 3つの「選択議定書」
※条約が見直されたり、時代の変化によって条約を補うことが必要だと
思われるときに作られるもので、条約と同じ力を持っている。
①「子どもの売買、子どもの買春および子ども〇〇〇に関する選択議定書」
②「〇〇紛争への子どもの関与に関する選択議定書」
38条「15歳にならない子どもを戦場に……」の矛盾解決のため
***『18歳にならない子どもたちを戦場に連れて行ってはならない』
③「通報手続に関する選択議定書」
6. 「子どもの権利条約」は、何条から成りますか？
7. 「子ども権利条約・4つの柱」とは？ 「〇〇」「〇〇」「〇〇」「〇〇」
生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利
8. あなたの周辺で「権利」が守られていない事例がありますか？
9. 日本では、全国の自治体で「子どもの権利〇〇」が作られ始めています。
宮城県では「みやぎ子ども・子育て県民条例」が2015年に議員発議で
成立しています。